

ふるさと納税 大田区はねびょんギフト加盟店募集要項

1 目的

区外在住の方が、大田区滞在時または訪問前に気軽にスマートフォンからふるさと納税を申し込むことが可能なサービス（以下「ふるさと納税 大田区はねびょんギフト」という。）を開始します。

返礼品は登録いただいた区内の宿泊施設又は飲食施設（以下「加盟店」という。）で利用できる「大田区はねびょんギフト」とします。

大田区へのふるさと納税により大田区はねびょんギフトを取得した方が、区内加盟店で大田区はねびょんギフトを利用することにより、区内の消費喚起、交流人口増加、地場産業の発展を図ることを目的とします。

2 実施概要

- (1) 利用者（寄附者・区外在住の方のみ）は、専用の Web サイトからふるさと納税を行い、返礼品として大田区はねびょんギフトを取得します。
- (2) 利用者は、取得した大田区はねびょんギフトを自身のスマートフォン等で表示。利用額を指定し、加盟店に対し店頭で提示します。
- (3) 加盟店は、利用者が提示した、金額を電子スタンプ押下、または利用者が二次元バーコードを自身のスマートフォンのカメラで読み取り、決済ボタンを押下し支払処理をします。
- (4) 加盟店は、支払い完了画面にて、店舗名・決済金額及び決済日時が表示されていることを確認します。不足金額がある場合は、別途支払方法にて大田区はねびょんギフト利用分を差し引いた額を精算します。
- (5) 大田区委託事業者（以下「事務局」と言う）から加盟店に対し、大田区はねびょんギフト利用分を入金します。

※ なお、処理に必要な電子スタンプや販促物等は、加盟店登録手続きが完了した後、事務局より送付します。

3 加盟要件

加盟要件については、以下の要件を全て満たす事業者（店舗）とします。

- (1) 「ふるさと納税 大田区はねびょんギフト加盟店規約」に同意したもの。
- (2) 区内に店舗（宿泊業又は飲食業）を有する法人・団体または個人事業主であるもの。
- (3) 総務省が示す地場産品基準を満たす（＝地場産品類型のいずれかに該当し、かつ、当該類型の詳細要件・補足を満たす）こと。【別紙参照】
- (4) 各種法令、条例等を遵守し、法令や条例等に適した業務を行っているもの。

4 返礼品の概要

返礼品としての大田区はねびょんギフトの概要は以下のとおりとします。

- (1) 取得・利用開始日：令和 7 年 11 月中旬～（予定）
- (2) 有効期間：取得日から 180 日間

(3) 種類：8 種類（1 円単位で使用できるものとする。）

	寄附額	クーポン額		寄附額	クーポン額
1	5,000 円	1,500 円	⑤	100,000 円	30,000 円
2	10,000 円	3,000 円	⑥	300,000 円	90,000 円
3	30,000 円	9,000 円	⑦	500,000 円	150,000 円
4	50,000 円	15,000 円	⑧	1,000,000 円	300,000 円

5 精算サイクル

月に 1 回締日（月末締め）を設け、その日までの間に事務局に到着した取引データをもとに、月に 1 回（締日の翌々月 15 日まで）指定口座へ売上金を振り込むものとする。ただし、都合により振込日の変更となる場合があります。

6 加盟店登録申請について

(1) 加盟店登録申請方法

登録希望者は、特設ホームページから登録フォームへご入力ください。

(2) 募集期間

随時募集とします。

(3) 加盟要件の確認及び登録

原則毎月 10 日までに申請いただいたものについて、審査を経た上で、最短で翌月 1 日から加盟店としてご参画いただくことができます。審査完了後、大田区より承認通知を送付いたします。

(4) 留意事項

「3 加盟要件」を確認の上、各店舗ごとにご申請ください。

7 問い合わせ先

ふるさと納税 大田区はねびょんギフト事務局

メールアドレス：ota-hanepyon-gift@jal.com

受付時間：平日 10：00～17：00（※土・日・祝日を除く）

「平成 31 年総務省告示第 179 条第 5 条に掲げる地場産品基準」から役務の提供に係る類型を抜粋

■ 地場産品類型

	平成 31 年総務省告示第 179 条第 5 条に掲げる地場産品基準
7 号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
7 号の 2 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
7 号の 3 イ 5 万円以下 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
7 号の 3 □該当地域 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの

■ 類型ごとの詳細要件・補足

7 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役務の内容について、全国各地で同様の役務が提供されている場合は対象外。 ・ 役務の内容が当該地方団体と相当程度関連性があると言えること。
7 号の 2 （宿泊）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大田区内に所在する宿泊施設であって、東京都内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営していること。 ・ フランチャイズチェーン等の方式により、東京都外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものではないこと。
7 号の 3 イ 5 万円以下 （宿泊）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大田区内に所在する宿泊施設であって、前号に該当しないもののうち、1 人 1 泊あたりの調達費用の額が 5 万円以内であることが示せること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（補足）加盟できる宿泊施設の条件は①～③いずれかに該当する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①大田区内にのみ所在する宿泊施設 ②大田区内に所在する宿泊施設で、他同ブランド宿泊施設が東京都内にのみ所在する宿泊施設 ③大田区内に所在する宿泊施設で、他同ブランド宿泊施設が東京都以外に所在している場合、1 人 1 泊あたり 5 万円以下の宿泊サービスを提供する宿泊施設 </div>
7 号の 3 □該当地域 （宿泊）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非常災害発生日を示せること ・ 災害救助法の適用が確認されていること